

東かがわ市条例第 28 号

東かがわ市認定こども園条例及び東かがわ市子どものための教育・保育に関する
利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市認定こども園条例及び東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例
(東かがわ市認定こども園条例の一部改正)

第1条 東かがわ市認定こども園条例(平成26年東かがわ市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第5条 略 (1) 略 (2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> (3) <u>前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める事業(保育料及び利用料)</u> 第9条 略 2 <u>市長は、別に条例で定めるところにより、第5条第2号の事業を利用した子どもの保護者から利用料を徴収する。</u> (保育料及び利用料の減免) 第10条 市長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、<u>保育料及び利用料の全部又は一部を免除することができる。</u>	(事業) 第5条 こども園は、法第9条各号に掲げる目標を達成するために教育及び保育を行うほか、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>前号に規定するもののほか、市長が必要と認める事業(保育料)</u> 第9条 略 (保育料の減免) 第10条 市長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、保育料の全部又は一部を免除することができる。

(東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第2条 東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例(平成26年東かがわ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>乳児等通園支援事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略

改正後	改正前
<u>3 第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。</u> (預かり保育料) 第5条 略 <u>(乳児等通園支援事業利用料)</u> 第6条 乳児等通園支援事業の利用料は、利用した子ども1人につき1時間 <u>当たり300円とする。</u> (利用者負担額等の減免) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>第3条から前条までに規</u> 定する額を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第8条 略	(預かり保育料) 第5条 略 (利用者負担額等の減免) 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>前3条に規定する額を減</u> 額し、又は免除することができる。 (委任) 第7条 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。